

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月22日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第10号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条の3関係）

教育業務連絡指導手当支給対象職務

支給対象職務	備 考
教務主任及び企画推進主任の職務	
学年主任の職務	同学年の児童又は生徒で編制する学級の数3未満である学年に置かれる場合の職務を除く。
生徒指導主事及び進路指導主事の職務	3学級未満の本校及び分校並びに課程に置かれる場合の職務を除く。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)